

令和元年11月19日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 市場(内2135) 直通Tel073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel073-441-3640 学校人事課 大樫(内3668)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和元年10月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

(知事部局)

1 知事部局の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	5
職員等	
計	5

(2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	3
面談	
電話	
計	5

2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある建築士事務所は、建築士が常駐していない可能性があるため、立入検査をするべきである。	調査の結果、通報の事実は確認できなかったが、今後も担当課による立入指導を実施し、建築士事務所の業務の適正運営を確保していく。
② ある県立学校の職員が、痴漢をした。	所管外であるため不受理とし、教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会①を参照のこと。)
③ ある振興局の管理職は、自らの担当業務を行わず、部下等に負担をかけている。また、勤務時間中に業務に関係のないインターネットを見るなどしている。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。しかし、勤務時間中の、業務に関係のないインターネット視聴については、当該職員に対し、周囲から疑いの目で見られることのないよう適正な使用に努める旨、所属から指導を行った。
④ ある県職員が、駐車位置等のことで気に入らないことがあると、夜遅くでもかまわず近隣宅に押しかけたりして迷惑である。	調査の結果、所管外であることが確認できたため不受理とし、所管が確認できた教育委員会に回付した。(処理状況については、教育委員会②を参照のこと。)
⑤ ある公益的法人の職員は、面倒な仕事を班員や他の部署に押し付けたり、たばこ休憩でたびたび離席して仕事をさぼっている。また、通勤手当を交通機関利用で申請しているにもかかわらず、自家用車で通勤している。	調査中

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ③⑤

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

3 ①②④

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	2 ①③
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	1 ⑤
(4) 不受理としたもの	2 ②④

3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

R1.9月④	ある振興局の職員は、バス利用で通勤手当を受給していると聞いたことがあるが、実際には自転車で通勤している姿を毎日のように見かける。	調査の結果、通報の事実は確認できなかった。しかし、所属から、当該職員に対し、認定されている通勤手段の利用を常例とすること、通勤手段を変更する場合は速やかに変更届を提出することを注意・指導するとともに、所属の全職員に対し、同様に注意喚起を行った。また、全ての部局に対し、認定されている通勤手段を常例として利用するよう改めて周知した。
--------	--	---

(教育委員会)

1 教育委員会の通報の件数

(1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	2
匿名	
職員等	
計	2

(2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	
郵便・FAX	2
面談	
電話	
計	2

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の職員が、痴漢をした。	調査中
② ある県職員が、駐車位置等のことで気に入らないことがあると、夜遅くでもかまわず近隣宅に押しかけたりして迷惑である。	調査の結果、職員の行為は自身の駐車位置を巡って迷惑を被っていたことによるものと判明した。所属長を通じて、職員には近隣住民の誤解を招くような言動をしないように指導した。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ①②

(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ②
(3) 調査を継続中としたもの	1 ①
(4) 不受理としたもの	

3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(9月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案はありません。